

令和7年7月25日招集

令和7年第5回琴浦町議会臨時会

【諸般の報告】

報告第15号 専決処分について〔建設工事請負変更契約の締結について(生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事)〕

報告第16号 専決処分について〔訴えの提起について(住宅新築資金等貸金返還請求事件)〕

報告第15号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 建設工事請負変更契約の締結について

[生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事]

令和7年7月25日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

建設工事請負変更契約の締結について

[生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事]

令和7年7月14日

琴浦町長 福本まり子

令和6年12月17日付の当初契約で議決を得た、生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第1回変更契約後

工事名：生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事

工事場所：琴浦町大字徳万266番地5

工事完成期限：令和7年7月25日

請負金額：52,580,000円

契約の方法：一般競争入札

契約者：【氏名】松谷ポンプ株式会社

【住所】鳥取県鳥取市千代水四丁目93番地

【代表者氏名】代表取締役 山下 竜一

変更後	変更前
請負金額 <u>一金 53,642,600円</u>	請負金額 <u>一金 52,580,000円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

※1,062,600円の増額

【増額の主な理由】

天井復旧工の増、給水管防振工の増、スプリンクラーヘッド設置工の増

報告第16号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 訴えの提起について〔住宅新築資金等貸金返還請求事件〕

令和7年7月25日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を専決する。

記

以下の事件の訴えの提起について

- 1 事件名 貸金返還請求事件 (1件)
- 2 原告 琴浦町
- 3 被告 借受人 (1名)、保証人 (1名)
- 4 請求の要旨
 - ア 滞納金の支払い
 - イ 遅延損害金の支払い
 - ウ 訴訟費用の負担との判決並びに仮執行宣言を求める。

令和 7 年 7 月 11 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子